

京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)改定(中間案)に対する意見募集結果

1 意見の募集期間 令和2年12月15日(火)から令和3年1月4日(月)まで

2 意見提出者数 6人・団体 14案件

3 御意見の要旨及びそれに対する京都府の考え方

No.	項目		御意見の要旨	京都府の考え方
1	第1章 はじめに	国内の動向	令和2年10月に「ビジネスと人権」に関する国内の行動計画が策定され、企業に求められる人権に配慮した行動が図られることで、持続可能な開発目標(SDGs)で掲げられた理念である「誰一人取り残さない」社会の実現へとつながることが期待されるため、計画への記載が必要である。	令和2年10月に「ビジネスと人権」に関する国の行動計画が定められたことを踏まえ、計画本文に追記します。
2	第3章	同和問題 (部落差別)	同和問題という表示は、行政用語として広く使用されているが、このことが差別対象を見えにくくしているのではないかと。部落差別とは被差別部落出身者に対する差別であり、計画での表記に留意が必要である。	部落差別解消法の施行を踏まえ、計画本文の表記を同和問題(部落差別)といたします。
3	人権問題の 現状等と取 組の方向		部落差別の解消については、隣保館の活用が重要であるとともに、府民への人権啓発に関する施策に積極的に取り組むべきである。	隣保館は、同和問題(部落差別)の解決のための第一線の機関として重要な役割を担うと位置づけております。府民への人権啓発については、同問題に対する正しい理解と認識を深め、差別意識や偏見を解消することができるよう、学校、家庭、地域社会等において施策に取り組んでまいります。
4			同和教育の中で積み上げられてきた成果や手法、学校の組織的な対応の充実など具体的な提示をすべきである。	学校において、同和教育の中で積み上げられてきた、成果や手法への評価を踏まえ、その継承と発展を図ることとし、スクールカウンセラーや「まなび・生活アドバイザー」との連携など、具体的な施策に取り組んでまいります。
5			同和問題については、これまでと同じような取組を繰り返すのではなく、解決の方途にあることを全面的に打ち出すことも視野も入れた取組が重要である。	情報化の進展など、近年の社会・経済情勢の変化や広く地域社会全体が多様化している現状も踏まえ、府民のニーズを的確に把握した上で、施策を適切に推進してまいります。

No.	項目		御意見の要旨	京都府の考え方
6	第3章 人権問題の 現状等と取 組の方向	子ども	子どもの権利条約を学校、地域の中で学ぶ機会を設ける必要がある。地域社会の中では改めて子どもの権利条約を学ぶ機会は皆無に等しく、「権利の主体」としての子ども、一市民としての子どもという視点に立って、地域の中で子どもを見守り、人権侵害が起きている場合、行動する大人の姿勢が重要である。	子どもは保護の対象であるとともに、権利の主体であるという視点に立ち、子どもにかかわるすべての人が、子どもの権利についての認識などを深めるよう啓発を推進することとし、その視点に立って施策に取り組んでまいります。
7			学校においては、子どもが「助けて」と言っているんだ、ということ、SOSの出し方を積極的に教える必要がある。また、そのことは、私たち大人自身が「助けて」と言っているのかということとつながっているため、職場、地域社会などにおいて啓発が必要である。	学校、地域社会、家庭等さまざまな場において、日常生活における人権感覚を涵養するため、学習活動の支援、サポート体制の充実、ネットワークづくりの推進等を推進してまいります。
8			2019年の世界経済フォーラムによると、ジェンダーギャップ指数が、日本は153か国中121位、世界的に低い順位であり、企業・職場での男女固定的な役割分担も存在する。女性が活躍できる社会であるような取組が必要である。	「輝く女性応援京都会議」のもと、積極的な女性の人材発掘・能力開発・登用等の推進、働き方改革の推進、起業・創業支援等、女性活躍のさらなる加速化に取り組んでまいります。
9		女性	配偶者からの暴力などを慣習と思っている人が存在するため、幼少期からの教育に取り組む必要がある。 避難所の運営について男女間の配慮が必要である。	社会的性別役割分担意識や性差に関する固定観念は、往々にして幼少の頃から長年にわたり形成されているため、学校での人権教育などの機会を通じて幼少期や若年層などそれぞれの年代に応じた暴力根絶のための啓発を推進してまいります。 避難所の運営については、「男女共同参画の視点による避難所の運営ガイド」を作成するとともに、このガイドを用いた避難所設営体験講座を実施しており、引き続き女性の視点に配慮した避難所運営の啓発を推進してまいります。
10			全国の医大入試で、女子や多浪生が、不利益を被った問題で、性別や経歴による受験差別をやめ、公平、公正な制度に取り組む必要がある。	性別や属性を理由とする差別がない社会を目指し、引き続き府民啓発を推進してまいります。

No.	項目		御意見の要旨	京都府の考え方
11	第3章 人権問題の 現状等と取 組の方向	障害のある人	<p>障がい者の方への誤った認識を正し、長きにわたる障がい者差別の解消を行わなければならない。支援学校では、職業に関わる授業が行われ、陶芸や裁縫、製パンなどの食品加工が行われ、アビリンピック京都大会(障がい者の方が職業能力を競う大会)が行われている。</p> <p>障がい者の方への理解につなげるためには、こうした障がい者の方が自分の持てる力を披露できる機会を増やすことが必要である。</p>	<p>障害のある方もない方も共に生活できるための環境整備について、理解の促進、社会参加を促進し、働く意欲のある障害のある方の雇用・就労を促進するため、雇用の場の創出と拡大を図り、就業力強化の取組や「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」や「京都府障害者基本計画」に基づき、雇用・就労の促進、スポーツ・芸術活動など、障害のある方の社会参加を推進する取組とともに、条例の周知啓発により、府民の障害への理解を広げていく取組を引き続き行ってまいります。</p>
12		性的指向・性自認	<p>京都市でLGBT・Q等の性的少数者の方々へのパートナーシップ宣誓制度がはじまり、性的少数者の方やその関係者にとって、人権や理解が認められた第一歩だと思うが、性的少数者等が抱える社会での生きづらさや理解されない苦しみ、自分の存在を他者に伝えることにどれだけの勇気があるかを深く考える必要がある。</p> <p>当事者の意見や希望を聞きながら制度の見直しを発展させ、府内の全ての市町村でパートナーシップ制度について考えていただきたい。</p>	<p>京都市や市長会、町村会等で構成される「性的指向と性自認の理解促進に関する研究会」において、当事者や学識経験者、企業からの意見を伺いながら、引き続き当事者の困難の解消に向けて可能な取組について研究を進めるとともに、理解促進のための啓発を行ってまいります。</p>
13		新型コロナウイルス感染症による人権問題	<p>新型コロナウイルス感染症拡大により、社会生活に大きな支障や生活様式の変化で、多くの国民は不安や恐怖心から、様々な人権問題が起こった。</p> <p>新型コロナウイルスについて正しい情報を知り、周りにいる人達から意見を聞くことが大切であり、情報が変わっても感情的にならず冷静に判断して欲しい。外出時にマスクをしていない方を見かけるが、会っても頭ごなしに注意せず、その人なりの理由があることを考えることが重要である。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に関しては、憶測によるデマや誤った情報の拡散、インターネット上での心ない書き込みなど、さまざまな事象が社会問題化しており、こうした「コロナ差別」に対応するため、本計画の見直しを行うこととしたところです。</p> <p>感染者等に対する誹謗中傷等は、人格や尊厳を不当に侵すものであり、絶対に行わないようにすること等の呼びかけや、憶測やデマに惑わされず、正確な情報に基づき冷静に行動することなどの啓発を行ってまいります。</p>
14		インターネット社会における人権の尊重	<p>インターネット、SNS上における名誉棄損・プライバシー侵害の書き込みなど、他人の権利を侵害する事象が発生している。</p> <p>他者を全否定することなく、自ら問いかけることが重要である。</p>	<p>インターネットはその性質上、一旦情報や画像が流出すると完全に消し去ることは極めて困難であることから、個人の名誉をはじめとする人権に関する正しい理解と認識を広げ、情報モラルとメディアリテラシーの向上を推進してまいります。</p>